

意匠の国際登録制度 活用ガイド

あなたのデザインを海外にも展開しませんか？

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく
意匠の国際登録制度

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく 意匠の国際登録制度とは

WIPO 国際事務局への1つの出願手続で、複数国(締約国)に同時に意匠出願した場合と同様の効果が得られる制度です。

これまで、海外で意匠権を取得するためには、その国の官庁に個別に出願する方法しかありませんでした。

意匠の国際登録制度を利用することで、各官庁への個別の出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減をはかることができ、海外において速やかに意匠権を取得することが可能になります。

✓ 模倣品対策にも有効です

経済のグローバル化に伴い、優れたデザイン製品を海外展開する企業が増加する一方、それらの企業が海外において模倣品被害に遭うケースも報告されています。

このような模倣品に対抗するためには、その国において意匠権を取得しているかどうか重要です。意匠の国際登録制度を利用して、各国でより経済的・効率的に意匠権を取得することができれば、模倣品の排除も、より経済的・効率的に行うことが可能となります。

国内外で模倣品を適切に排除することができれば、企業活動の幅やビジネスチャンスも広がります。それを下支えする意匠の国際登録制度は、重要なビジネスツールであるといえます。

ジュネーブ改正協定の締約国

63の国及び政府間機関(2020年4月現在)



(注)日本は、北朝鮮を国として認めていません。

■ 加入検討中：中国、ASEAN諸国(カンボジア、シンガポール、ブルネイは加入済)他
■ メキシコ 2020年6月6日加盟予定

(2020年4月現在)

メリット

Merit

1

出願手続の簡素化

各国ごとの出願書類が作成不要、
複数意匠一括出願

ジュネーブ改正協定で認められている3つの言語(英語・フランス語・スペイン語)のいずれかで出願書類を一通作成すればよいため、各国の国内手続が求める様式、言語によりそれぞれ書類を作成する必要がありません。また、1つの国際出願に最大100の意匠を含めることができます(同じ国際意匠分類に属する場合)。

Merit

2

間接経費の削減

代理人の選任費用や
翻訳費用が不要

代理人を選任せずに国際出願をすることができます(※)。また、国際登録簿への記録及び国際意匠公報の発行に必要な翻訳は全てWIPO国際事務局が行いますので、翻訳費用が発生しません。
※拒絶の通報に応答する場合等、各指定締約国官庁に直接手続をする際に、別途その国の代理人を選任する必要があります。

Merit

3

権利管理の簡便化

国際登録の権利は
WIPO国際事務局で一元管理される

5年ごとの権利更新や国際登録の変更(所有権の変更、放棄、名称変更等)に係る各種申請は全てWIPO国際事務局に対する1つの手続ですみ、各国に直接手続をする必要がありません。

Merit

4

遅滞のない審査

登録の可否がわかる時期が明確

各指定締約国官庁は、拒絶理由を発見した場合、国際公表から6月又は12月以内にWIPO国際事務局に対して拒絶の通報を送付しなければならないため、各国における登録の可否がわかる時期が明確です。

出願方法

直接出願
WIPO 国際事務局に
直接出願する方法

間接出願
日本国特許庁を經由
して出願する方法

出願方法	1. インターネットによる オンライン出願 (E-filing) 2. 紙出願(願書様式DM/1)	紙出願(願書様式DM/1)
国際出願日	E-filing の場合は、作成した願書を送信後、WIPO 国際事務局による受領証明がダウンロード可能となるので、国際出願日を即座に確認できます。	日本国特許庁の願書受理日が国際出願日となります(郵便の場合、発送日(差出日)ではありません)。
手数料	E-filing の場合、公表手数料のうち複製物を記載した書面の 2 枚目以降の追加料金が不要	国際事務局に納付する手数料以外に日本国特許庁に送付手数料 3,500 円が必要
WIPO 国際事務局への支払い方法	1.WIPO 口座への外国送金 2.WIPO に設けた支払者口座からの引き落とし 3. クレジットカード /Paypal 決済 ※(E-filing の場合のみ)	1.WIPO 口座への外国送金 2.WIPO に設けた支払者口座からの引き落とし ※クレジットカード /Paypal 決済は利用不可
その他 (メリット)	1. E-filing の場合、入力時チェック機能により、適正な願書が作成可能。 2. E-filing の場合、個別アカウントによる一元管理なので、過去の出願で入力したデータの一部を再利用することや国際出願以降のWIPO国際事務局での方式審査状況を確認することが可能。	時差なしで、日本語によるアドバイスを受けることが可能。

日本を指定することもできます

我が国を指定した国際出願において、①パリ条約に基づく優先権の主張を行った場合、②新規性喪失の例外適用の主張を行った場合には、所定期間(※)内に、日本国特許庁に対して、それら事実に関する証明書を提出する必要があります。

- ※①優先権・・・国際公表から 3 月以内
- ②新規性喪失の例外・・・国際公表から 30 日以内

国際出願手数料

WIPO 国際事務局に納付する手数料

▶ 基本手数料

- | | |
|---------------|------------|
| 1 意匠目 | 397 スイスフラン |
| 2 意匠目以降、意匠ごとに | 19 スイスフラン |

▶ 公表手数料

- | | |
|-----------------------------|------------|
| 公表される複製物ごとに | 17 スイスフラン |
| (書面で複製物を提出する場合) | |
| 複製物を記載した書面の2ページ目以降、追加ページごとに | 150 スイスフラン |

▶ 追加手数料

- (意匠の説明が100単語を超える場合)100単語を超えた単語ごとに 2 スイスフラン

▶ 指定手数料

標準指定手数料(個別指定手数料の受領を宣言していない締約国等を指定した場合)

- ・ 等級1 (いかなる実体審査も行わない締約国)

1 意匠目	42 スイスフラン
2 意匠目以降、意匠ごとに	2 スイスフラン
- ・ 等級2 (新規性に関する以外の実体審査を行う締約国)

1 意匠目	60 スイスフラン
2 意匠目以降、意匠ごとに	20 スイスフラン
- ・ 等級3 (締約国の官庁が職権により又は第三者による異議の申立てを受けて、新規性に関する審査を含む、実体審査を行う締約国)

1 意匠目	90 スイスフラン
2 意匠目以降、意匠ごとに	50 スイスフラン

※各締約国の等級及び個別指定手数料は、特許庁ウェブサイトにてご確認ください。
https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/hague_ichiran/document/index/members.pdf



日本国特許庁に納付する手数料(間接出願の場合のみ)

送付手数料 3,500 円/件

納付方法 特許印紙を貼付した書面を日本国特許庁に提出する等により納付します。
(予納又は口座振替による納付はできません。)

計算例

設定条件	意匠数 : 5
	指定国 : 米国(小規模企業減額適用)、韓国、欧州連合、日本
	ロカルノ分類 : 第5類
	複製物の数 : 10
	複製物を記載した書面の頁数 : 8
	意匠の説明 : 200単語
	願書提出先 : 日本国特許庁(紙出願のみ)

国際事務局へ支払う料金 : 6382 スイスフラン

- ▶ 基本手数料 397スイスフラン(1意匠目)+19スイスフラン×4意匠 = 473スイスフラン
- ▶ 公表手数料 17スイスフラン×10(複製物)+150スイスフラン×7頁* = 1220スイスフラン
*WIPO国際事務局にE-filingした場合は、複製物を記載した書面の2ページ目以降に発生する1050(=150スイスフラン×7頁)スイスフランの公表手数料と、日本国特許庁への手数料3500円が不要となります。
- ▶ 追加手数料 2スイスフラン×100単語(100単語超の単語数)=200スイスフラン
- ▶ 指定手数料
 - 米 国 …… 454スイスフラン(小規模企業に対する50%減額適用)
 - 韓 国 …… 90スイスフラン(3等級の1意匠目)+50スイスフラン×4(2意匠目以降)=290スイスフラン
 - 欧州連合 …… 67スイスフラン×5意匠分 = 335スイスフラン
 - 日 本 …… 682スイスフラン×5意匠分 = 3410スイスフラン

手数料計算 (Fee Calculator)

WIPO国際事務局のウェブサイトに掲載されている料金の自動計算ツールを利用して、必要な料金を算出することができます。
<https://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>



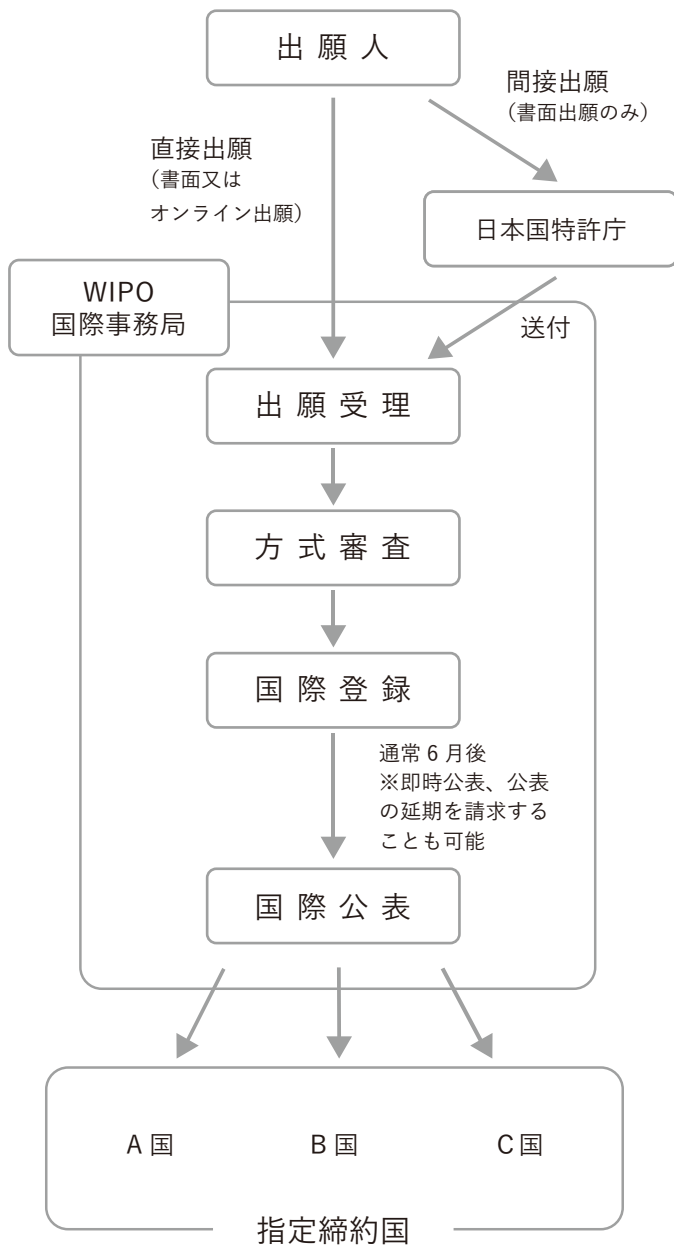
- ▷ 日本国特許庁へ支払う手数料 : 3500円(間接出願の場合のみ)

国際登録の存続期間と指定締約国での権利期間

国際事務局による意匠の登録は、国際登録日から5年にわたって効力を有しますが、所定の手数料の支払いを条件として、5年ごとに更新することができます。

指定締約国における保護の存続期間は、国際登録が更新されることを条件に、国際登録の日から起算して15年ですが、指定締約国の国内法における意匠の保護期間が15年よりも長い場合には、当該指定締約国の保護期間と同一になります。

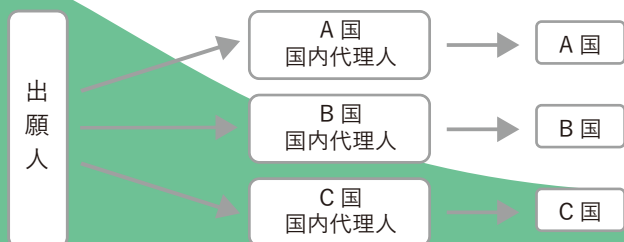
ジュネーブ改正協定に基づく国際出願



- ・出願の際に、意匠権を取得したい締約国を指定します。
- ・英語、フランス語、スペイン語のいずれかの言語での書類作成が可能です。
- ・スイスフラン建てで国際事務局に手数料を納付します。
- ・代理人の選任は任意です。

- ▶ 国際事務局では、実体面の審査は一切行われません。
- ▶ 方式的な不備がない、又は不備が解消されると、出願の対象となる意匠が国際登録簿に記録されます(国際登録)。国際登録されると、各指定締約国に出願したのと同様の効果が発生します。
- ▶ 各指定締約国は、国際公表により、自国を指定した国際登録の内容を把握します。
- ▶ 各指定締約国は、自国の国内法に基づき、保護の効果を認める、又は拒絶することが可能です。
所定の期間(6月又は12月)内に指定締約国から拒絶の通報が送付されなければ、当該期間経過後、自動的にその指定締約国において意匠権が発生します。

各国へ個別に出願する場合



- ・各国指定の言語・様式・通貨で出願を行います。
- ・各国で現地代理人を選任する必要があります。

INFORMATION

ハーグ制度に関する情報

特許庁 ハーグ制度ウェブサイト
<https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/index.html>



WIPO ハーグ制度ウェブサイト
<https://www.wipo.int/hague/en/>



WIPO 国際事務局が提供する各種ツール

国際意匠公報 (International Designs Bulletin)

毎週金曜日に発行される国際意匠公報を週別、種別及び国際登録番号別に検索することが可能です。各指定国から WIPO 国際事務局に対して送付された実際の各通報（保護の付与の声明、拒絶の通報等）を閲覧することも可能です（2015年1月以降に発行された公報のみ）。

<https://www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en>



Hague Express

国際意匠公報の号をまたいで、国際登録の記載事項による検索が可能です。国際登録単位で経過情報を確認することもできます。

<https://www3.wipo.int/designdb/hague/en/>



Global Design Database

国際意匠に加えて、日本、米国、EU、中国等26の国及び政府機関の意匠が検索できます。

<https://www3.wipo.int/designdb/en/index.jsp>



手数料計算 (Fee Calculator)

最新出願料金の確認が可能です。

<https://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>



E-filing (eHagueを用いた電子出願) について

E-filingシステムについては、WIPO日本事務所が、日本語でのユーザーサポートを行っています。

TEL: 03-5532-5030 E-mail: japan.office@wipo.int

中小企業等に対する支援情報に関するお問い合わせ先

知財総合支援窓口

全国共通ナビダイヤル 0570-082100 <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>



外国出願支援事業 (外国出願補助金)

①全国実施機関：(独)日本貿易振興機構 (ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク

TEL: 03-3582-5642 https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html



②地域実施機関：各都道府県等中小企業支援センター

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html



海外侵害対策支援事業 (模倣品対策、防衛型侵害対策、冒認商標無効・取消係争支援)

(独)日本貿易振興機構 (ジェトロ) 知的財産課 TEL: 03-3582-5198

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

※特許庁ホームページ経由で日本貿易振興機構 (ジェトロ) のホームページをご覧ください。



海外知財訴訟費用保険

①日本商工会議所 総務部 TEL: 03-3283-7832

②全国商工会連合会 会員サービス部 TEL: 03-3503-1258

③全国中小企業団体中央会 振興部 TEL: 03-3523-4904

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html



中小企業支援全般に関するお問い合わせ

特許庁総務部普及支援課支援企画班 TEL: 03-3581-1101 (内線2145)

お問い合わせ先

特許庁国際意匠・商標出願室 ハーグ担当

TEL: 03-3581-1101 (内線: 2683) FAX: 03-3580-8033 E-mail: PA1BD0@jpo.go.jp